

一 般 質 問

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	5番 峯尾 進	高齢者就労支援で貧困と社会的孤立防止を
2	8番 加藤 久美	引きこもり等の家庭相談について
3	3番 多田 勲	町の情報セキュリティの取り組みについて
4	1番 石渡 正次	町のプログラミング教育の進捗状況は
5	10番 森 丈嘉	会計年度任用職員導入による公務員制度改定への対応は
6	6番 井上 泰弘	少子高齢化と人口減少対策は
7	7番 尾尻 孝和	慢性的な職員の不足状態と非常勤職員の同一労働・同一賃金の対応について
8	12番 原 憲三	ブランド開発支援補助金の現状は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 高齢者就労支援で貧困と社会的孤立防止を

5番 峯尾 進

高齢社会の象徴的問題として、高齢者の貧困と社会的孤立があります。今後は高齢者単身世帯の増加・人口減少による支え手の負担増・地域の人手不足等が顕著となることが予測されており、高齢社会を支えるシステムの不備から生じる高齢者の貧困と社会的孤立に、いかに対応していくか大きな課題であります。高齢者の貧困は労働市場において、競争力や適応力が弱いために労働現場及び福祉からも排除されるところから起こる問題で、地域社会関係から孤立する事などであり、経済的自立と社会関係形成からの考察が必要と考えます。そのためには、地域のコミュニティビジネスを主とした、高齢者の就労支援が必要で、町は生きがいなど自他共に認める協働のまちづくりに、どのように取り組まれているのか伺います。

- 1、高齢者の就労意欲・雇用状況調査は。
- 2、就労支援で認知症予防と社会的孤立を防ぎ、経済的自立と社会関係形成の取り組みは。
- 3、地域コミュニティ事業の拡充と有償ボランティアの雇用促進でQOL（生活満足度）の向上は。

【町長答】

我が国は、世界一の長寿国であり、先進国の中で経験したことのないスピードでの高齢化、併せて少子化や経済のグローバル化など、社会・経済の仕組みが大きく変容しており、こうした実態社会における高齢者への支援等においては、これからも持続可能なまちづくりを進めていくに当たり、基礎的自治体としての出来る取り組みは重要と認識しております。

1点目の高齢者の就労状況等に関わるご質問ですが、町独自での調査は実施しておりませんので、神奈川県が平成30年9月に公表した資料を以って回答させていただきます。

調査のデータからは、就業している高齢者においても、男女ともに就業に対する意欲があり、特に65歳から69歳の年齢層においては、就業への継続意欲は9割近くと高く、就業していない高齢者においても70歳以上の高年齢層では、回答者の1割近くの方々は、何らかの形で就業を希望されていることが読み取れました。

また、高齢者雇用安定法に定める雇用確保措置のうち、継続雇用制度の導入をしている県内の企業は8割に近く、20%に近い企業では定年制の廃止や退職年齢の引き上げを実施されております。継続雇用制度により、希望者が65歳以上でも働ける県内企業の割合は、約75%でした。町としても、こうしたデータ等も参酌し、高齢者の方も働ける環境づくりは、町の活性化も含め重要とであると認識しております。

2点目の就労支援における社会関係の形成への取り組みに関わるご質問ですが、町民である高齢者の方が積極的に社会参加をされるには、多方面からの連携した取り組みも大変重要あり、厚生労働省の出先機関で、全国240か所のハローワークに設けられた、60歳以上の方を支援する「生涯現役支援窓口」で行われているシニア世代に対する求人企業の情報提供や履歴書の作成指導等を始めとした各種サービスの提供の業務に、高齢者の方から就労の相談等を受けた際には、紹介をさせていただいております。

更に、県との連携も重要な施策であることから、県の就業支援施設「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で実施されている、中高年への多様な働き方に対する職業指導・紹介・訓練などの取り組み紹介も積極的に行っております。

楽しく生きがいを以って働くには、身体共に日々の健康管理は大切な要件です。特に、ご質問にも記載された認知症や社会的孤立いわゆる引きこもりなどは、本人はもとよりご家族にとっても、多方面にわたり大きな負担となります。町では、健康づくりの面からではありますが、町の地域包括支援センターや社会福祉協議会、そして地域のボランティア等の皆さんと、連携と絆づくりを図りながらサポートに取り組んでおります。

最後の3点目のご質問ですが、地域におけるコミュニティ活動は、まちづくりにおいて基礎となる大変重要な要因の一つで、立地状況などで一律な取り組みもできない面もあるとは存じますが、これからも時代に合ったコミュニティづくりと活動は必要不可欠と認識をしております。

そうした中、地域の活性化の一助として、コミュニティビジネスが挙げられております。これらの支援策に、国や県では活動に取り組む人材育成や各種事業への制度融資、更に地域貢献のために設立された法人への助成など、支援制度が設けられており、3点目のご質問に記載されている有償ボランティアは、先に述べた国や県の支援策に該当する団体ものと認識をしております。

町では、国が進める「まち・ひと・しごと」をキーワードとして、地域創生を図った総合戦略を活用し町の活性化に努めてきたところで、平成28年度からは事業の一つに挙げた、里都まちブランドプロジェクトにおいて、地域の資源を活かした特産品としての地域ブランドの開発支援に取り組んでまいりました。この取り組みは、町に賑わい・雇用・そして新たな起業の実現化を目指し、更に交流人口の増加や地域経済の活性化を目指した事業でもありますので、議員の皆様や地域の方からのご指導ご助言も戴きながら、ゴールに向け取り組んでいるところです。

いずれにしましても、高齢者の雇用やコミュニティビジネスについては、これからも町としても出来る支援を行いながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 2 引きこもり等の家庭相談について

8番 加藤 久美

内閣府が昨年末におこなった「生活状況に関する調査」によれば、40歳～64歳の引きこもり状況にある方が、全国で推計61万3,000人にのぼることがわかりました。引きこもりの50代の子を持つ親が、80代の後期高齢者になった場合、当事者の生活はどうなってしまうのかという「8050問題」では、社会参加や生活困窮が課題となるなど、家庭内で複数の問題を抱え込む事例が多く見られます。しかし、自治体に相談をしても、介護、障がい、生活困窮など課題ごとに分かれていることが多く、たらい回しにされ、相談したにも関わらず、きちんとした対応がされぬまま社会的な孤立となり不幸な結末となったケースも出ています。厚生労働省の有識者会議の中間報告では、どんな相談も丸ごと断らずに受け付ける窓口を市区町村に整備し、関係機関が連携して解決を図るよう求めています。本町でも引きこもりや貧困、介護といった家庭の問題は必ずあると思われるので、質問します。

- 1、実態把握をどのように行っているのか、また、その状況は。
- 2、現在はどのような対応をしているのか。
- 3、支援の今後に向けた課題と対策は。

【町長答】

引きこもりとは、様々な要因が起因し、就学や就労・家庭外での交遊などを回避し、6か月以上にわたって家庭内などに引きこもりを続けている状態と定義づけされております。日本社会・経済の急速な変化とも相まって、引きこもりは増加の傾向にあり、最近でも県内で引きこもりにまつわる痛ましい殺傷事件が起きるなど、中高年の引きこもり、いわゆる8050問題が社会問題となっております。

そのような中、本町では民生委員や関係機関等と連携し、引きこもりに関わる実態等の把握や、相談及び必要な支援に努めております。

1点目の「実態把握をどのように行っているのか。また、その状況は。」のご質問についてお答えします。実態把握につきましては、家族等からの相談をはじめ、地域包括支援センターや民生委員等からの情報提供により把握に努めております。現在、30代から50代までの引きこもりのケースとして19件の相談があり、必要な支援を行っているところです。

2点目の「現在はどのような対応をしているのか。」についてですが、議員ご指摘のとおり、引きこもりには、貧困問題や医療、介護などといった様々な問題を抱えるケースも多く、そのような複合的な相談に対しても、一元的に対応できる自治体の相談窓口の整備は必要かつ重要と認識しております。現在、国ではこのような状況も勘案し、相談窓口を設ける自治体への支援などを検討しているようですが、本町では、複合的な相談も保健福祉センター内で対応できるケースが多いことから、相談内容によっては、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と一緒に窓口対応するなど、ワンストップで対応できるような相談対応に心掛けているところです。併せて関係者によるケース会議の開催等により情報の共有や支援内容の検討などを行っており、今後は国の動向も注視しつつ、適切な支援に結びつくよう、さらなる相談体制及び関係機関との連携の強化に努めてまいります。

3点目の「支援の今後に向けた課題と対策は。」については、現在、町が把握しているケースにおいても、改めて継続的な相談や支援策の再検証が必要であると認識しております。さらに他に

も把握できていないケースもあるとの視点に立ち、把握の方法と把握した場合の相談や支援、そして家族等へのアプローチの方法なども課題として認識しております。今後も、地域や家族の実情を把握している民生委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等からの情報提供が不可欠であることから、8050問題等の理解を深めるための研修を重ねることにより、関わり連携を強化し、さらなる把握に努めます。また、相談にあたっては、家族等に目標や支援内容を明確にし、適切な支援に繋がるよう粘り強く対処してまいります。

なお、引きこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会の提供などにより社会とのつながりを回復できるような支援に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 3 町の情報セキュリティの取り組みについて

3番 多田 勲

自治体は個人情報をはじめとした重要情報を多く保有して業務を実施していることから、その情報を脅威から守る情報セキュリティ対策が大変重要です。近年では高度化・複雑化するサイバー攻撃による脅威が増大し、また、人的要因による個人情報等の漏洩事案が多発していること、さらにはマイナンバー制度の導入など、情報セキュリティを取り巻く状況が大きく変化しています。一方で情報セキュリティ事故の状況を見ると、外部からの脅威より、内部要員や関係者（業務委託先）からの脅威が多いのが実情です。NPO法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）によると、個人情報漏洩事案の約90%が管理ミス、操作ミスなど管理的要因（人的要因）により引き起こされているとのこと。このような事件・事故が発生すると、町民から信頼を失うだけでなく、損害賠償など金銭的被害が発生することも予想されます。こうした状況をふまえ、未然防止のための組織的なチェック、一層の管理体制の強化を行い、適正かつ継続的なセキュリティの確保を図る必要があると考えます。町における、情報セキュリティに対する認識や基本方針を伺い、個人情報漏洩やデータ流出・紛失等の事故防止対策について、どのように取り組んでいるか質問をいたします。

【町長答】

町は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等を保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供しています。町の業務の多くが情報システムを利用していることから、住民生活や地域の経済活動を保護するため、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続していくことが必要だと認識しております。

本町においては、平成28年3月に「情報セキュリティポリシー」を定めており、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策の基本的事項を定めた「中井町情報セキュリティ基本方針」及び基本方針に基づき情報セキュリティ対策の基準となる具体的な遵守事項等を定めた「中井町情報セキュリティ対策基準」を策定しております。この「情報セキュリティポリシー」は、本町の情報セキュリティ対策の最上位に位置するもので、情報セキュリティを管理・推進していくための組織体制、情報資産の分類と管理方法、物理的・人的・技術的セキュリティ対策の基準、職員が遵守すべき情報運用、外部委託する場合の要件等を定めており、全ての職員が業務の遂行に当たって遵守する義務があるもので、これにより適正かつ継続的な情報セキュリティの確保を図っております。

また、近年の複雑化、巧妙化するサイバー攻撃に強い内部ネットワーク等の構築を図っており、具体には、一つ目にマイナンバー利用系事務では、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や二要素認証を行うことにより、住民情報の流失を徹底して防止していること。二つ目にマイナンバーによる情報連携に活用される総合行政ネットワーク・LIGWAN環境のセキュリティ確保に資するため、LIGWANを活用するシステム・LIGWAN接続系とWeb閲覧やインターネットメールなどのシステム・インターネット接続系との通信経路を分割していること。三つ目にインターネット接続系において、県と県内すべての市町村とで

神奈川情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じていること。この三層からなる対策は、国の求める技術的な情報セキュリティ水準を満たすものであり、情報セキュリティ対策の抜本的強化を実行しているものです。

本町においては、以上の情報セキュリティ対策を講じているところですが、社会情勢に応じた技術的な措置を行うとともに、情報システムを利用する際の誤操作や紛失、情報モラルの欠如に起因する事故も他団体等では発生していることから、職員に対する情報セキュリティポリシー等の遵守徹底に向けた取り組みを行い、町民の皆様にご安心いただける情報セキュリティの確保について、引き続き万全を期してまいりたいと考えております。

【問】 4 町のプログラミング教育の進捗状況は

1番 石渡 正次

中央教育審議会では、生活のデジタル化やAIなどの新しい技術の誕生などを鑑み、社会の中に浸透してきているコンピューターを積極的に活用すること、プログラミング的思考（論理的思考能力）が必要であること、を結論付けました。そして、小学校ではプログラミング教育が2017年の「周知・徹底」から「移行期間」を経て、2020年には「完全実施」となります。ある新聞は独自のカリキュラムを基にしたプログラミング学習をおこなっている具体例を紹介するとともに、大都市圏の積極的な取り組みに対し、地方の取り組みの遅れを懸念している記事を載せています。

身近にある様々なものにコンピューターが内蔵され適切且つ効果的に活用していかなければならない今、流れに遅れることなく取り組みを進めることが大切であると考えます。プログラミング教育という言葉に戸惑う教職員や意味が分からず不安を感じている保護者も多々いることと思います。

そこで、次の質問をします。

- 1、プログラミング教育の完全実施を前にして進捗状況は。
- 2、教職員の不安を払拭し、意識を向上させるための取り組みは。
- 3、保護者に周知し理解を得るための取り組みは。

【町長答】

近年、少子高齢化、高度情報化など教育を取り巻く環境が急激に変化するなか、本町では、第六次中井町総合計画に基づき、町民と行政が協働で地域の特性を生かした魅力ある教育・学習施策を進めております。また、中井町教育大綱においても、多様な教育ニーズに対する教育環境づくりを目指し、小・中学校でのICTを活用した教育の質の向上を推進しているところでもあります。

【教育長答】

新学習指導要領における小学校段階でのプログラミング教育については、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすること自体をねらいとしているのではなく、プログラミングに取り組んだり、コンピューターを活用したりすることを通して、プログラミング的思考を育むことが主なねらいとなっております。また、各教科等の中でプログラミングを取り入れることで教科の学びを充実していくことが期待されています。

1点目のプログラミング教育の進捗状況についてお答えします。本町におきましては、昨年度は各校に文部科学省が示しているプログラミング教育の手引を周知し、プログラミング教育のねらいや授業のイメージ化を図りました。今年度は、教員が自らプログラミングを体験することを重要視し、主に小学校教員を対象とした体験型の研修会を開催いたしました。今後は、プログラミングの模擬授業を段階的に実践し、次年度の全校でのプログラミング教育に関する年間指導計画を作成することとしています。ICT環境の整備や教材、指導体制の充実などとあわせて、円滑な授業実施に向けて準備を進めているところであります。

2点目の教職員の不安を払拭し、意識を向上させるための取組についてお答えします。2020年は、小学校の新学習指導要領の全面実施の開始年度であり、教員の負担感や不安感が増すことも予想されます。教育委員会といたしましては、プログラミング教育の円滑な実施に向け、計画的

な研修や各教科等での指導例を示し、教員の指導力を培い、児童の情報活用能力の育成に努めてまいりたいと考えています。

3点目の保護者に周知し、理解を得るための取組についてお答えします。プログラミング教育は、具体的にどのような学習をするのか、保護者の間では未だ十分に認知が広がっているとは言えない状況にあると認識しております。2020年の新学習指導要領の全面実施に向けて、プログラミング教育を含め新学習指導要領の趣旨・内容について、保護者や地域の方々に教育機関紙等を通じて周知していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 5 会計年度任用職員導入による公務員制度改定への対応は

10番 森 丈嘉

2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、来年4月から自治体の非正規職員に「会計年度任用職員制度」が導入されます。

この法改定は、地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換であり、職員の働き方や公務運営への影響があるのかという視点から質問します。

- 1、現在の特別・一般非常勤職員、臨時任用職員の勤務条件とその採用方法、更新手続きなどは。
- 2、任用の適正化と、任用・勤務条件の検討状況と条例化は。
- 3、現在、本町では雇用更新にあたって、雇用中断はあるのか。また今後はどのように変わるのか。
- 4、フルタイムとパートタイムの格差についてどのように考えられるか。
- 5、会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることによる課題と対策は。
- 6、給与水準の考え方が示されていますが、改定後の財源問題は。
- 7、この制度が導入されることにより、現場の業務の大半が、会計年度任用職員に置き換え可能となりますが、継続性・専門性の観点からも課題があります。どのように検討されているか。

【町長答】

来年4月に新たに制度化される会計年度任用職員は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方行政の様々な分野で雇用され、重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の制度が整備された際に、一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する制度を明確化するために制度化されたものです。現在、円滑に制度移行ができるように事務作業を行っているところであり、適切な制度運用を行っていきたくと考えております。それではご質問いただいた7点について順次お答えさせていただきます。

1点目の「現在の特別・一般非常勤職員、臨時任用職員の勤務条件とその採用方法、更新手続きなどは。」についてですが、特別職非常勤職員については、特定の学識・経験を必要とする業務を担っていただいております。法律又は条例に従い任用等を行っております。一般職非常勤職員及び臨時的任用職員については、勤務条件や雇用手続き等を要綱で定め、その統一的な取扱いを行っており、必要性を十分検討した上で雇用しているところです。

2点目の「任用の適正化と、任用・勤務条件の検討状況と条例化は。」についてですが、会計年度任用職員の任用に当たっては、従来の一般職非常勤職員と同様に、職の必要性を検討した上で任用を行うこととし、国が示している勤務条件に準拠した制度設計とする予定です。現在、関連条例を本年12月定例会に上程すべく事務作業を進めております。

3点目の「現在、本町では雇用更新にあたって、雇用中断はあるのか。また今後はどのように変わるのか。」についてですが、現在、非常勤職員の雇用期間は、雇用開始年度の年度末までの最長でも1年間としており、職の必要性等を検討した上で、再度の雇用を行っております。また、財政負担の増加抑制等を理由とした、いわゆる雇止めや空白期間といった雇用中断は行っておりません。これらの取り扱い、会計年度任用職員制度へ移行しても変わるものではないと考えています。

4点目の「フルタイムとパートタイムの格差についてどのように考えられるか。」についてですが、給与を含め勤務時間に応じた勤務条件としていることから、格差はないものと考えております。

5点目の「会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることによる課題と対策は。」についてですが、会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務が一般職常勤職員とほぼ同様に適用され、社会保険や労働保険制度等については現行制度と一部で適用が異なってくることから、本年度に非常勤職員として雇用している職員を来年度に会計年度任用職員として雇用する場合には、特に丁寧な説明が必要であると考えております。

6点目の「給与水準の考え方が示されていますが、改定後の財源問題は。」についてですが、給与水準は現状と比較して職員に不利な給与体系とならないように検討しているところです。また、全国的には今回の法改正により最も財政的影響が懸念されている期末手当の支給については、本町においては1週間当たりの勤務時間が29時間以上の非常勤職員については現在も期末手当に相当する一時金を支給していることから、法改正に伴う財政負担への影響は大きくないと考えております。

7点目の「業務の大半が、会計年度任用職員に置き換え可能となるが、継続性・専門性の観点からも課題がある。どのように検討されているか。」についてですが、本町において雇用する会計年度任用職員には、現行制度と同様、資格専門職を除いて、一般職常勤職員の補助的業務を担っていただくことを原則としております。従って、今回の制度改正によって、一般職常勤職員と会計年度任用職員とで従事する業務の性質に変更は生じませんので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】 6 少子高齢化と人口減少対策は

6番 井上 泰弘

我が国は、都市・地方に関係なく少子高齢化社会を迎え、人口は減少の一途をたどっています。本町でも、毎年人口が減少し、現在9,400人を割り、平成28年度の合計特殊出生率は0.78と神奈川県内で一番低くなっております。

また、3人に1人が65歳以上で高齢化率も高く改善の兆しが見えません。

少子高齢化の人口構造は、現役世代の社会保障負担を増加させ、消費量の落ち込みを通じ、本町の経済に更なるマイナスの影響を与えることとなります。

課題の解決には、国の政策や制度改正によるところが大きいと思いますが、地方自治体の果たす役割、そしてその責任も重要です。

少子高齢化及び人口減少問題は、我が町の行政を脅かす問題であり、更なる対策を講じるとともに、行政サービスの持続性の確保に真剣に取り組まなければなりません。

このままでは、本町の行政は行き詰まり行政サービスの質は低下し、町民の負担が増大されることとなります。

そこで、少子高齢化と人口減少が著しい本町の取り組みについて質問いたします。

【町長答】

我が国では、昨年約43万人の人口が減少し本格的な人口減少社会を迎えており、昨年の国の合計特殊出生率は1.42で3年連続での低下となっております。

国全体で人口減少が加速するなか、人口減少・少子高齢化も一挙に解決する方策はありませんが、町では人口減少社会という現実を受け止めながらも、そのスピードを緩やかなものとし、将来的に地域の活力を維持・発展させていくために、第六次中井町総合計画・中井町総合戦略に掲げる各種事業を推進しているところであります。今年度予算でも前期基本計画の3つの重点プランに掲げる、子育て・子育て支援の充実などに努めているところです。人口減少、転出抑制の効果はすぐには表れていませんが、令和3年度からの第六次中井町総合計画後期基本計画の策定にあたり、今年度より前期基本計画における施策の効果検証を行い、まちの将来像である「一人ひとりが主役 魅力育む 里都まちなかい」の実現に向け、魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【問】 7 慢性的な職員の不足状態と非常勤職員の同一労働・同一賃金の対応について

7番 尾尻 孝和

地方自治法は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しています。ここでいう福祉とは「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、すべての住民に最低限の幸福と社会的援助を提供する——こういった理念を指す言葉とされています。

実際の仕事を担っている一人ひとりの町職員は自らの仕事に誇りとやりがいを持って日々取り組んでいます。しかし、国や県から移譲あるいは要請される業務が年々増えてきていることや、町民の少子高齢化が進んでいること、自然災害への対策、各種インフラの保全整備など、様々な要望も増えています。「わかっているが、いまの職員体制ではとてもやりきれない」「そこそこやるしかない」「どうせ正規職員じゃないのだから、そこまでやる必要はない」——こんな悩みをかかえている職員も多いのではないのでしょうか。

- 1、慢性的な職員の不足状態をどのように認識され、また、その対策をどのように考えているか。
- 2、会計年度任用職員制度が来年4月から始まるが、「同一労働・同一賃金」の原則に照らし、具体的にどのような検討をしているか。

【町長答】

1点目のご質問、「慢性的な職員の不足状態をどのように認識され、また、その対策をどのように考えているか。」についてですが、町は、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応し、行政サービスの水準を維持するための職員数を確保することから、職員の年齢構成や技術継承等を念頭において計画的な職員採用を行っております。また、今後、人口減少や町税収入の減少が見込まれる現状において、経常的経費の増大につながる大幅な職員数の増加は、政策的経費の確保や健全財政の堅持の観点からみて現実的ではないと考えております。

町民が町に求めている行政運営のために必要な職員及び組織は、「最小の経費で最大の効果を挙げ、住民の福祉の増進に努める」という地方自治運営の基本原則に基づき、より効率的かつ効果的に町政を推進することができる職員であり組織であると認識しております。それを実現するためには、日々の行政活動を担う職員の人材育成が非常に重要であると考えております。自己啓発への支援や職員研修などの制度と、人材育成を志向した人事評価制度の実施などの人事管理とを連携させて、中井町職員人材育成基本方針に定める目指す職員像である「町民とともに考え、行動し、成果を喜び合える職員」を育成していくよう引き続き努力してまいります。

2点目の「会計年度任用職員制度が来年4月から始まるが、同一労働・同一賃金の原則に照らし、具体的にどのような検討をしているか。」についてですが、同一労働・同一賃金は、同一企業・団体における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止するものであり、業務の内容及び責任、職務内容・配置の変更の範囲等が同じ場合には同じ待遇とする必要があるものです。今議会での同僚議員の一般質問においてもお答えいたしました。本町において雇用する会計年度任用職員の業務の性質は、原則として、現行制度での非常勤職員と同様の性質の業務を担っていただくことで検討を行っております。臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件等を確保するという法改正の趣旨に即した制度運用に向けて条例整備等の事務作業を行っているところですので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 8 ブランド開発支援補助金の現状は

12番 原 憲三

町では、平成28年度から地方版総合戦略の一環で、里都まちブランドプロジェクトに取り組み、「里都まち♡ なかいブランド なかいの逸品太鼓判！」としてすでに多数の認証商品が生まれています。ブランド認証に志があれば、個人でも、専門家による商品開発の相談や指導、販売支援などが受けられ、一定の成果が出ていると考えますが、開発支援補助金のメニューも用意されています。補助金には公金が投入されていることから、里都まちブランド開発支援補助金の状況について質問します。

- 1、補助金交付状況は。
- 2、補助要項には「対象品目は将来的に販売することを前提とする」とあるが「将来的」とはどの程度の期間を想定しているのか。
- 3、ブランド化に至らない開発支援の状況とその対応は。

【町長答】

ご質問に対する回答は、一連での回答とさせていただきます。

我が国は、リーマンショック後の経済的停滞や、近年の少子高齢社会の進展による人口減少など、解決しなければならない大きな課題を背負っております。

本町においても、課題解決に真摯に取り組んでいく必要があります、その一助としては人と仕事における好循環の流を構築し、確かなものにする必要があります。

このような状況下において、平成28年度から「中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域資源を活かした特産品の開発支援に取り組み、町の賑わい・雇用・創業の実現化を目指し、「里都まちブランド事業」に取り組んでまいりました。

この事業における補助金の交付状況については、里都まちブランド開発支援として、28年度から昨年度までの3カ年の間で、11事業者におよそ480万円の交付を執行したところです。支援の内容としては、一次産品では品質向上の取組み、加工品では町内産の原料を使用することなど、ブランド部会で決定された要項に基づき、試作品の作成など、その年度内の事業に対し補助をしております。

里都まちブランドとして認証を受けるためには、有識者や専門家をはじめとして組織した審査会において、中井町のブランドとして本当にお勧めできるかなどの厳しい条件が設けてられています。また、ブランド化に至るまでには、様々な支援が必要な事業もあることも考慮し取り組んでおりますので、具体としての期間は明記しておりませんが、少しでも早く販売に結びつけていただくため、事業者への指導やアドバイス等も行っております。

ブランド認証品以外の事業者に対しましては、その後のヒアリングによる課題の抽出、その対応についてのアドバイスなども行っております。併せて、販売に向けた活動計画、営業に必要な情報整理、販路開拓において必須となるツール作成やPR方法、更に実際の販売等の研修機会を設けるなど、ブランド認証を受けた事業者も含め支援に努めており、今後もブランド事業に対し、引き続きのご指導・ご支援をいただきたいと思います。